

令和6年度 新潟市浄化槽設置整備事業 補助金制度説明会

 新潟市環境部環境対策課

説明会の内容

- 1 制度の趣旨
- 2 制度の概要
- 3 変更点
- 4 留意事項

制度の趣旨

- 汚水処理施設未普及地域の早期解消と
持続可能な汚水処理対策**
- 生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止**



合併処理浄化槽設置補助金

制度の概要

- ① 補助対象区域
- ② 補助対象者
- ③ 補助対象工事
- ④ 補助対象経費

制度の概要① 補助対象区域

合併処理浄化槽整備区域

従来の補助対象区域と同じ区域

合併処理浄化槽移行区域

下水道の整備計画を改め、汚水処理を
合併処理浄化槽で行うとした区域

制度の概要② 補助対象者

本市の**補助対象の区域**で、
住宅等に浄化槽を設置し**居住する人**

以下に該当する場合は対象外

✖ **事務所や工場，店舗等単体の建物**

(ただし併用住宅の住宅部分は対象)

✖ **共同住宅** ✖ **販売や譲渡を目的とした住宅等**

✖ **賃貸住宅の賃貸人**

(ただし賃貸人の承諾を得た賃借人であれば対象)

制度の概要③ 補助対象工事

全ての補助対象区域で適用

- ・ 既存住宅における合併処理浄化槽への設置替え(転換)工事
(単独処理浄化槽又はくみ取便槽からの設置替え)
- ・ 既存住宅の建替え等に伴う合併処理浄化槽の設置工事
(同一敷地内に限る)

合併処理浄化槽 **移行区域** に限り適用

- ・ 住宅新築に伴う合併処理浄化槽の**新規設置工事**

制度の概要④ 補助対象経費

工事区分	本体設置工事	宅内配管工事	撤去工事 ※1
① 設置替え (転換)	○	○ ※2	○
② 建替え設置 (同一敷地)	○	○ ※2	○
③ 新築設置 (移行区域限定)	○	×	×

※1 単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の撤去工事

※2 原則、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の撤去が必要

変更点一覧

- ① 補助金額
- ② 補助対象者
- ③ 補助金交付申請
- ④ 実績報告
- ⑤ 宅内配管工事に係る添付資料

変更点① 補助金額

本体設置工事の補助金額（限度額）

区分	単独転換 (建替え含む)		くみ取転換 (建替え含む)		新設 (区域限定)	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
5人槽	450,000円	405,000円	540,000円	435,000円	450,000円	405,000円
7人槽	570,000円	570,000円	660,000円	600,000円	570,000円	570,000円
10人槽	810,000円	990,000円	900,000円	1,020,000円	810,000円	990,000円

変更点① 補助金額

上乗せ補助の金額（限度額）

区分	単独転換 (建替え含む)		くみ取転換 (建替え含む)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
宅内配管工事	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
単独処理浄化槽 撤去工事	90,000円	120,000円	—	
くみ取り便槽 撤去工事	—		0円	90,000円

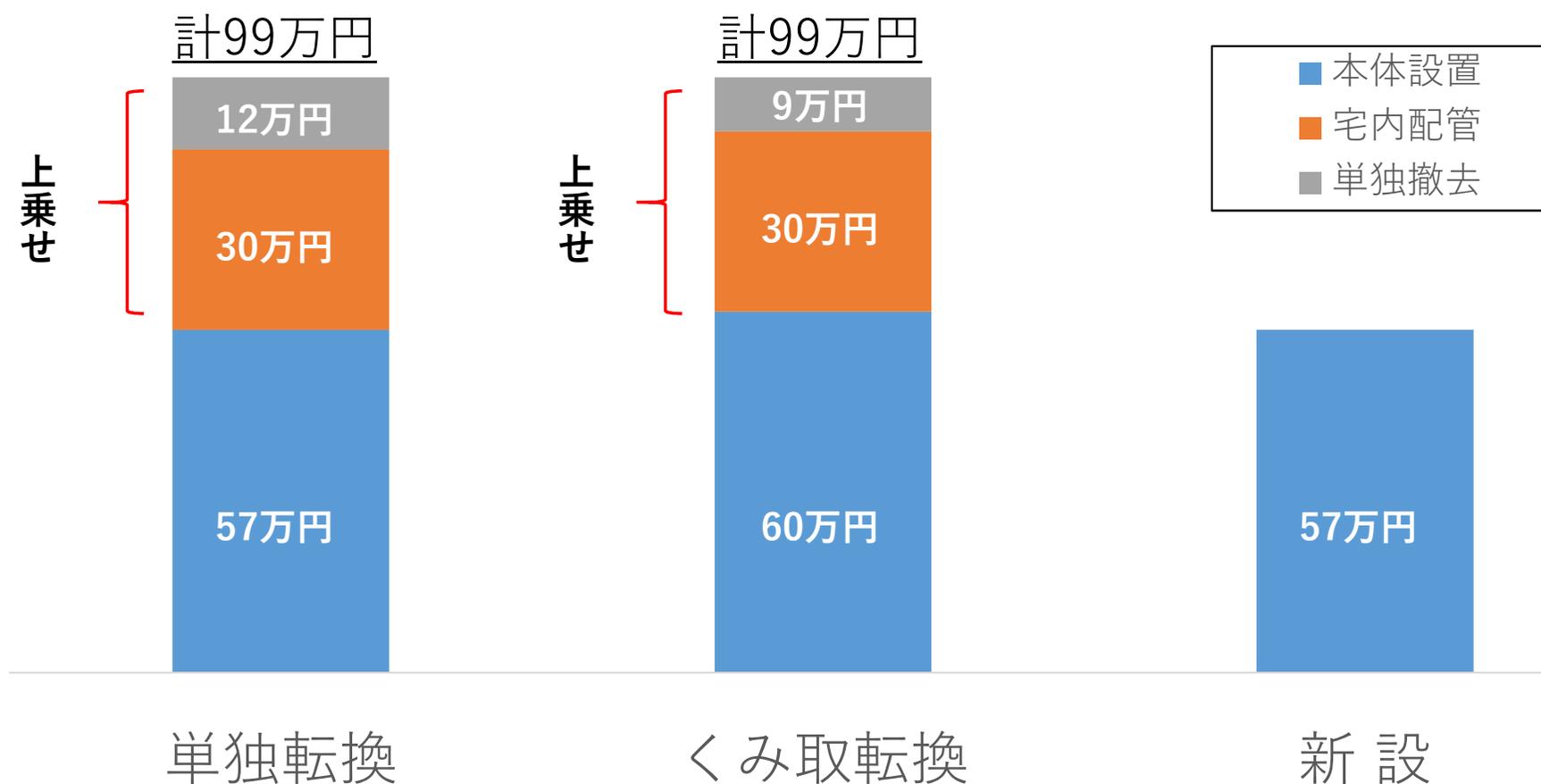
変更点① 補助金額

上乘せ補助利用時の上限額

区分	単独転換 (建替え含む)		くみ取転換 (建替え含む)		新設 (区域限定)	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
5人槽	840,000円	825,000円	840,000円	825,000円	450,000円	405,000円
7人槽	960,000円	990,000円	960,000円	990,000円	570,000円	570,000円
10人槽	1,200,000円	1,410,000円	1,200,000円	1,410,000円	810,000円	990,000円

変更点① 補助金額

上乗せ補助利用のイメージ（7人槽設置工事例）



変更点② 補助対象者

- ・ 転換の場合

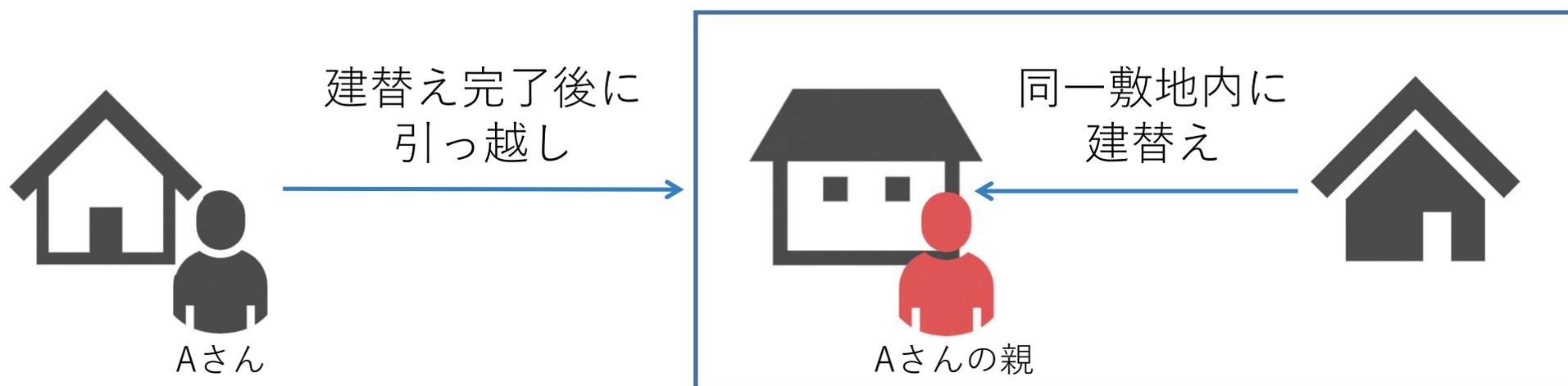
- **申請時** に浄化槽を設置しようとする場所に
居住している人

- ・ 建替え等の場合

- **申請時** に浄化槽を設置しようとする場所と
同一敷地内に **居住**している人

変更点② 補助対象者

(例) 親の家を建替えて、Aさんが親の家に引っ越す場合



建替え前の家に住んでいる

Aさんの親が補助金を申請してください

変更点② 補助対象者

・新設の場合

○「実績報告書」の補助対象者の住所は

申請者の**現住所**を記載

○「**住所変更届出書**」に新住所と申請時の住所を記載

※住所を変更していない場合は変更予定日を記載

変更点② 補助対象者

・ 確認書兼同意書の追加項目

○ 居住の意思について確認

1. 補助金を申請する全ての方へ

(1) 次の注意事項をご確認いただき、確認後□に✓を入れてください。

	確認
① 工事は、市から交付決定通知が届いてから着手します。	<input type="checkbox"/>
② 工事内容に変更があった場合は、「変更承認申請書」を速やかに提出します。	<input type="checkbox"/>
③ 工事完了後、1カ月以内または3月15日（報告期限を延長することが適当と認められた場合には年度末（3月31日））のいずれか早い日までに実績報告書を提出します。（工事は、年度内に完了させなければいけません。）	<input type="checkbox"/>
④ 設置後の浄化槽は、浄化槽法が定める法定検査・保守点検・清掃を適正に実施します。	<input type="checkbox"/>
⑤ 浄化槽を設置しようとする場所に居住します。	<input type="checkbox"/>
⑥ 偽りその他不正の手段により手続きを行ってはいけません。	<input type="checkbox"/>
⑦ 本補助金は、市の他の補助制度を利用する工事には使用できません。	<input type="checkbox"/>
⑧ 上記①～⑦の事項を守らなかった場合、補助金交付決定の取消、または交付した補助金の返還を命ずる場合があります。	<input type="checkbox"/>

変更点② 補助対象者

・ 確認書兼同意書の追加項目

○住所変更届所の添付について確認

4. 新設を行う方へ

次の注意事項をご確認いただき、確認後□に✓を入れてください。

	確認
実績報告書提出時に、住所変更届出書（新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 別記様式第7号）を添付します。	<input type="checkbox"/>



実績報告時に**住所変更届出書**を添付

変更点③ 補助金交付申請

- ・ 補助金交付申請書の受付期間について

変更前：国内示 から 3 月末 まで



変更後：国内示 から **1 月末** まで

※1月末が休日の場合、次の開庁日まで

変更点③ 補助金交付申請

- ・ 補助金にかかる工事の明確化

補助金にかかる工事の

着手前までに補助金交付申請が必要



補助金にかかる工事 ≠ 補助金申請工事

変更点③ 補助金交付申請

・ 補助金にかかる工事とは

工事区分	補助金にかかる工事
浄化槽の新設	浄化槽の設置工事
単独処理浄化槽等から転換	単独処理浄化槽等撤去工事 宅内配管工事 浄化槽の設置工事
単独処理浄化槽等から建替え等	既設住宅等解体工事 単独処理浄化槽等撤去工事 宅内配管工事 浄化槽の設置工事

変更点③ 補助金交付申請

- **建替え等**で補助制度を利用する場合、
既設住宅を解体をする前に申請が必要
- 単独処理浄化槽等撤去工事の上乗せ分を
申請しない場合も**撤去工事前**に申請が必要

変更点③ 補助金交付申請

- 法定検査の受検履歴について

(単独処理浄化槽から転換又は建替えの場合)

補助対象となるのは浄化槽法 第11条に規定する検査を申請年度又はその前年度に1回以上受検している単独処理浄化槽

※浄化槽使用再開届出書を補助金の申請年度に届け出た場合はその限りではない

変更点③ 補助金交付申請

・ 確認書兼同意書の追加

○法定検査の受検履歴について確認

2. 単独処理浄化槽からの転換，建替え等を行う方へ

(2) 次の事項をご確認いただき，次のいずれか1つの□に✓を入れてください。（法定検査が未受検の場合は補助の対象になりません〔再開届を提出した場合を除く〕。）

	いずれか1つ
① 撤去する単独処理浄化槽は，前年度から申請日までの間に浄化槽法第11条に基づく法定検査を1回以上受検しています。	<input type="checkbox"/>
② 申請年度に浄化槽使用再開届出書を提出しました。	<input type="checkbox"/>

変更点③ 補助金交付申請

・ 補助金交付申請時の添付書類について

(単独処理浄化槽等から転換又は建替えの場合)

単独処理浄化槽等が接続されている

住宅の**全景写真**を追加

→ 単独処理浄化槽等から転換又は建替えを行う
申請者の住宅を写真にて確認

変更点④ 実績報告

・実績報告書の報告期限について

変更前：工事完了から1か月以内又は
当該年度終了日のいずれか早い日まで



変更後：工事完了から1か月以内又は

当該年度の**3月15日**のいずれか早い日まで

※3月15日が休日の場合、次の開庁日まで

※延長することが適当と認められた場合、当該年度終了日まで延長することができる

変更点④ 実績報告

- 実績報告時の添付資料について

宅内配管工事の施工状況写真とは

建物と枡、枡と枡、枡と浄化槽間の

配管が接続されていることが分かる写真

変更点④ 実績報告

- ・ 宅内配管の施工状況写真の良い例



→ 配管の接続状況が確認できること

変更点⑤ 宅内配管工事に係る添付資料

- 宅内配管工事を上乗せ申請する場合は、
撤去費の上乗せ申請をしない場合であっても、
既設の汚水処理施設を**撤去したか確認できる資料**が必要

※既設の汚水処理施設とは

単独処理浄化槽・くみ取り便槽

※確認できる資料とは

撤去工事の施工状況写真、マニフェスト

変更点⑤ 宅内配管工事に係る添付資料

国の示す「転換」は
既設汚水処理施設の **撤去とセット** が原則



国の「**転換**」の**考え方**に合わせ、
転換・建替えの場合、原則 **全撤去** が必要

変更点⑤ 宅内配管工事に係る添付資料

- 補助申請の内容に応じて、実績報告時に下記資料の添付が必要

補助申請	資料
本体設置工事 宅内配管工事 単独処理浄化槽等撤去工事	撤去工事の施工状況写真 撤去工事の領収書 マニフェスト
本体設置工事 宅内配管工事	撤去工事の施工状況写真 マニフェスト

全撤去できない場合の補助要件

以下の**全ての要件を満たした場合のみ**

- ① 撤去することで、**周辺構造物の強度が不足する**など
周辺地盤、生活環境保全上の悪影響が生じる場合
- ② 撤去をしないことで、周辺への生活環境保全上の
影響が生じない場合
- ③ 土地の所有者などにより、残置物の**管理・保全、
維持管理が適切に行われる**場合

➡ 上記を踏まえて「確認書兼同意書」に全撤去できない理由を記載してください。

留意事項

- ・ 申請内容に変更が生じた場合、**変更承認申請書の提出**が必要です。

工事の遅れ等により、実際の工事完了日が申請時の工事完了予定日を過ぎる場合、申請時の工事完了予定日前までに変更手続きを行ってください。

- ・ 新設に対する補助金は、令和6年度から8年度までの3年間で終了する見込みです。

お問い合わせ先

所 属	所 在 地	電 話 番 号
環境対策課水環境グループ（仮申請提出先）	中央区学校町通 1 - 6 0 2 - 1 本庁舎 2 F	☎ 025-226-1371
北区区民生活課生活環境係	北区東栄町 1 - 1 - 1 4	☎ 025-387-1295
東区区民生活課生活環境係	東区下木戸 1 - 4 - 1	☎ 025-250-2285
中央区窓口サービス課生活環境係	中央区西堀通 6 - 8 6 6 NEXT21 4 F	☎ 025-223-7168
江南区区民生活課生活環境係	江南区泉町 3 - 4 - 5	☎ 025-382-4254
秋葉区区民生活課生活環境係	秋葉区程島 2 0 0 9	☎ 0250-25-5678
南区区民生活課生活環境担当	南区白根 1 2 3 5	☎ 025-372-6145
西区区民生活課生活環境係	西区寺尾東 3 - 1 4 - 4 1	☎ 025-264-7261
西蒲区区民生活課生活環境係	西蒲区巻甲 2 6 9 0 - 1	☎ 0256-72-8312

引き続き

**合併処理浄化槽への転換につきまして
ご理解・ご協力をお願いいたします。**

ご清聴ありがとうございました。